

4 考査、評価、単位及び卒業の認定

(1) 成績評価及び課程修了の認定に関する規定

第1章 総則

第1条 この規定は、沖縄県立高等学校管理規則第34、第35、第38及び第39条にもとづいて定める。

第2条 単位の認定・進級の認定及び卒業の認定は職員会議にはかり校長が行う。

第2章 学習成績の評価

第3条 学習成績は各科目ごとに下記の資料に基づき総合して評定する。

- (1) 定期考査・臨時考査
- (2) 研究物・レポート・宿題等
- (3) 制作物及び実技
- (4) 平素の学習態度
- (5) 出席状況
- (6) その他

但し評価基準は各教科会で定める。

第4条 学習成績は100点法により評価する。ただし、科目の平均点が60点になるよう評価する。但し、平均点が55点以上から65点以下の場合は修正しなくてもよい。

- 2 実技を伴う科目は各学期とも5段階法で評価することができる。

第5条 学年成績は教科会で協議して、次のいずれかの方法で評価する。

- (1) 1～3学期の評価の平均点
- (2) その他(1)に準ずる方法

- 2 学年成績は、絶対評価とし、次の基準により換算した5段階法によって評価する。

| 5段階法 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------|------|-------|-------|-------|--------|
| 100点法 | 0～34 | 35～49 | 50～64 | 65～79 | 80～100 |

第6条 次の理由で定期考査を受けられなかったものに対しては、追加考査を行うことができる。

- (1) 医師の診断書のある者、または、病院での受診を証明する書類がある者
- (2) 忌引及び出席停止を命じられた者
- (3) 学校代表派遣選手、
- (4) 進学・就職受験のためのもの
- (5) その他職員会議で認めたもの

- 2 追加考査が行いがたい場合は、その生徒の近い考査または学期の得点の80%を与えることができる。

- 3 不正行為については、その考査の得点を0点とする。

- 4 前1項に掲げる以外の理由による不受験については、当該科目を0点とする。

附則

この内規は、一部改正する。(改正年月日 平成25年1月28日)

第7条 1、2学期の成績が34点以下または評定1の者について、休業期間中等を利用して加点指導を行うことができる。

- 2 加点指導の結果は学年末評価に加味する。

第3章 単位認定

第8条 学校の定める教育計画に従って科目を履修し、年間出席時数が年間出席すべき授業時数の3分の2以上を満たし、教科担任が当該科目の目標からみて、評価「2」以上と認めた場合、その科目につき所定の単位を修得したことを認定する。

第9条 転入生及び休学生の出席時数は転入前及び休学前における出席時数を通算するものとする。

第4章 進級及び原級留置

第10条 本校が定める当該学年の教育課程を履修し、その成果が満足できるものと認められ、所定の単位を修得した者については、修了（進級）を認定する。

第11条 次の事項に該当する者は原級に留置くものとする。

- (1) 当該学年の出席日数が出席すべき日数の3分の2に満たない者。
- (2) 出席時数の不足による単位不認定の科目がある者。
- (3) 同一学年における原級留置は原則として1回までとする。

第5章 卒業認定

第12条 本校が定める教育課程を完全に履修しその成果が満足できるものと認められ卒業に必要な科目84単位を修得した者については卒業を認定する。履修とは「教科・科目の目標に到達すべく授業に参加し、その出席時数が授業時数の3分の2以上あること」をいう。

附則

この内規は、平成26年度入学生より適用する。(改正年月日 平成25年12月27日)

第13条 本校の教育課程一部を修得しない者に対しては、追認考査及びその他の方法で教育課程の未修得点を補充し、卒業を認定することができる。

2 卒業未認定の者が追認考査で所定の単位を修得した場合の卒業の月日は当該年度の卒業年月日とする。

第6章 追認考査

第14条 単位保留者の追認考査は年4回とし、追試前に単位修得のための指導・支援期間を設け、指導・支援を行う。但し、第3学年で不認定科目がある者は2月中に当該学年追認考査を1回行う、3月中に当該学年および過年度追認考査を1回行う。

2 追認考査における成績評価は、第3条を準用する。

3 追認考査で合格した者は評定「2」を認定する。

附則

この内規は、平成7年度より適用する。(改正年月日 平成24年1月25日)

第7章 増加単位の認定

附則

この内規は、平成24年度より制度廃止により全文削除とする。(改正年月日 平成24年1月25日)

第7章 卒業未認定者の扱い

第 15 条 卒業未認定者とは全科目履修しているが、卒業認定単位以上を 3 月末日までに修得していない生徒で、所定の手続きをした生徒をいう。

第 16 条 卒業未認定者の学籍は所属する学科 3 学年のクラスの末尾に置くものとする。

2 卒業未認定者は 4 月の科目登録日（初旬に設定）必要科目を登録し、その授業料を一括して払わなければならない。授業料の延納は認めない。また期限（4 月 15 日）内に授業料を納めない者は退学とする。

第 17 条 卒業未認定者に係る追試試験等の申し込み及び結果報告、指導計画等の連絡は書き留め文書で行い、その業務及びその他の指導は在籍するクラス担任が行う。

2 追認試験の教科指導は当該教科が行う。

3 卒業未認定者に係る指導要録の記入は在籍するクラス担任が行う。

第 18 条 追認試験は第 3 学年の追認試験に係る規定の通りとする。

附則

この内規は、平成 26 年度より適用する。（改正年月日 平成 26 年 1 月 17 日）

第 19 条 追認試験で合格した科目の合計が卒業単位を満たした場合は当該年度 3 月に校長が卒業を認定する。

第 20 条 卒業未認定者の適用期間は 1 年限りとし、その間に卒業認定ができない場合は退学とする。

附則

この内規は、平成 21 年度より適用する。（改正年月日 平成 22 年 2 月 22 日）